# 「栃木県高齢者福祉協会」規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、栃木県高齢者福祉協会(以下「本会」という)と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、選出された会計(事務局を兼ねる)の施設内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、栃木県内の社会福祉法人を有し、社会福祉法の理念に基づき、公共性・非 営利性・永続性など社会福祉法人としての考え方を重視した会員と共に、社会環境 の変化に対応した高齢者の福祉のあり方を討議して、的確に対処することにより、 栃木県の高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (活動内容)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
  - (1) 中長期展望に基づく課題の摘出、及びそれに対する施策に関する討議
    - (a) 運営の充実に関すること (財務・労務・諸規程・制度等)
    - (b) サービス向上に関すること (施設・職員・システム等)
    - (c) その他
  - (2) 関係機関(行政機関等)に対する協力と建議要望
  - (3) 講師招聘による研究討議
  - (4) 会員相互間の相互啓発・協議・情報交換
  - (5) その他
  - 2 別途、委員会活動を行なう。

## 第2章 会員

(会 員)

- 第5条 本会の正会員は、本会の趣旨に賛同して入会した栃木県内における社会福祉法人の 管理者等とする。
  - 2 準会員は、正会員が運営する他の事業所の所在地ごととする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。ただし、正会員2名以上の推薦を必要とする。

(資格の喪失)

第7条 削除

(退 会)

第8条 会員は、会長に退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 削除

(会 費)

- 第10条 本会の会費は、正会員1法人年額4万円とする。
  - 2 納入された会費は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず返還しない。会費の 変更は、総会にて全員の総意のもと、検討する。
  - 3 準会員は、1施設1万円とする。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

- 第11条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
  - 2 理事のうち会長1名、副会長2名、会計1名は、理事の互選により任命される。

(選 任)

第12条 役員は、総会において選任する。

(職 務)

- 第13条 会長は、本会を代表し、その業務を統理する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代理する。

- 3 会計は、会計業務を担当するとともに、事務局として本会の運営に係わる事務処理全 般を行う。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

### (任期)

- 第14条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
  - 2 補欠の補充や増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者の残存期間とする。
  - 3 6月1日に遡り施行する。

## (解 任)

- 第15条 役員が次の各号に該当するとき、総会における出席会員総数3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会 を与えなければならない。

#### (報酬等)

第16条 役員は、無給とする。

# 第4章 顧 問

## (顧 問)

- 第17条 本会に顧問を置くことができる。
  - 2 顧問は、総会にて選任する。
  - 3 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。

## 第5章総 会

## (種 別)

第18条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

# (構 成)

第19条 総会は、第5条の会員をもって構成する。

#### (権 能)

- 第20条 総会は、次の事項について議決する。
  - (1) 規約の変更
  - (2) 役員の選出
  - (3) 会計報告の承認
  - (4) 第4条に掲げる活動内容

### (開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
  - 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面による請求があったとき

## (定足数)

第22条 総会は、正会員総数の過半数の正会員が出席しなければ、会議を開き、議決する ことができない。

#### (議 長)

- 第23条 総会の議長は、会長とする。
  - 2 会長は自らが総会に出席できないとき、副会長に総会の議長として、議事の運営を 委任することができる。

### (議 決)

第24条 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議 長が決する。

## (議決権等)

- 第25条 総会の運営の議決権は1法人1票とする。(正会員)
  - 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知 された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任す ることができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。
  - 3 準会員は、議決権がないものとする。

### (議事録)

第26条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなけれ

ばならない。

- (1) 召集の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 正会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記)
- (4) 目的たる事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録は、事務局が作成し議長の承認を得る。

## (進 行)

第27条 総会の進行は、事務局が行う。

# 第6章会 計

### (会 計)

第28条 本会の経費は、会費をもってこれに充てる。

### (会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## (収支決算)

第30条 本会の収支決算書に関する書類は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、 監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

## 付 則

- 1 この規約は、平成22年 9月 2日から施行する。
  - " 平成24年 6月14日 改正
  - " 平成24年11月28日 改正
  - " 平成25年 6月 5日 改正
  - " 平成26年 6月18日 改正
  - " 平成28年 5月12日 改正